

## 2. 調査結果（3）財政 Q10-1

### （3）財政

（3）財政では、年間の経常収入額と人件費割合、年間の経常支出額と貰った割合・寄附の割合など法人の財政に関する質問を行った。

#### Q10-1 年間の経常支出額

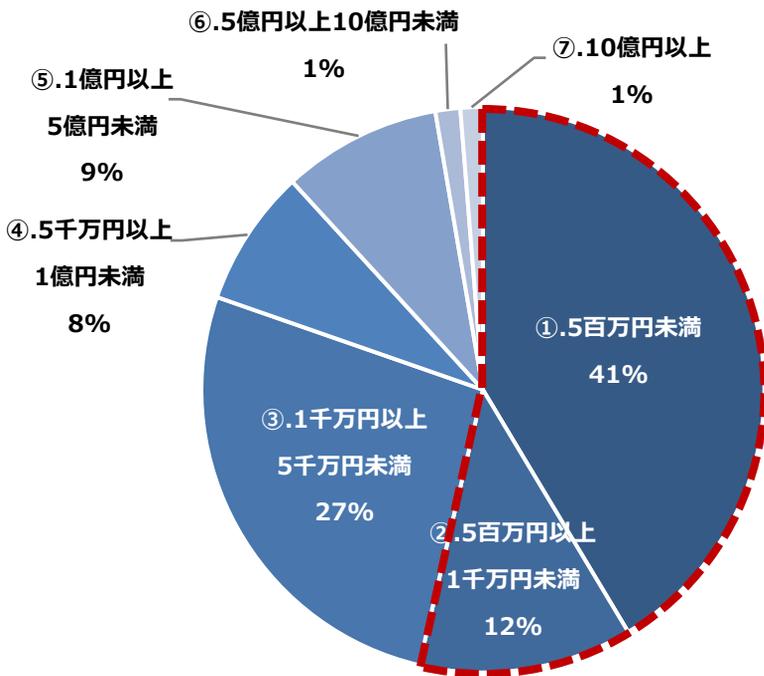
Q10-1は、年間の経常的な支出額を問うものである。7つの選択肢の中から回答を求めた（単一選択回答）。

#### □ 集計結果

年間の経常支出額は「①.5百万円未満」の回答が、41%と最多となった（図表10-1参照）。「②.5百万円以上1千万円未満」の回答まで含めると、支出額「1千万円未満」の回答は、54%と過半数を超える。一方、わずかではあるが、「⑦.10億円以上」の回答もみられた。

図表10-1：年間の経常支出額

(n=701)



単一回答

### □ クロス集計結果

年間の経常支出額の状況について、税法区分別・利益区分別に分析を行った（図表10-1-A1、10-1-A2参照）。

- 税法区分別：税法区分3類型を比較検討した結果、年間の経常支出額の構成割合に顕著な差異はみられなかった。
- 利益区分別：利益区分3類型を比較検討した結果、「私益型」は「公益型」や「共益型」に比べて、「1千万円未満」の割合が77%（=65%+12%）と最も多くなった。

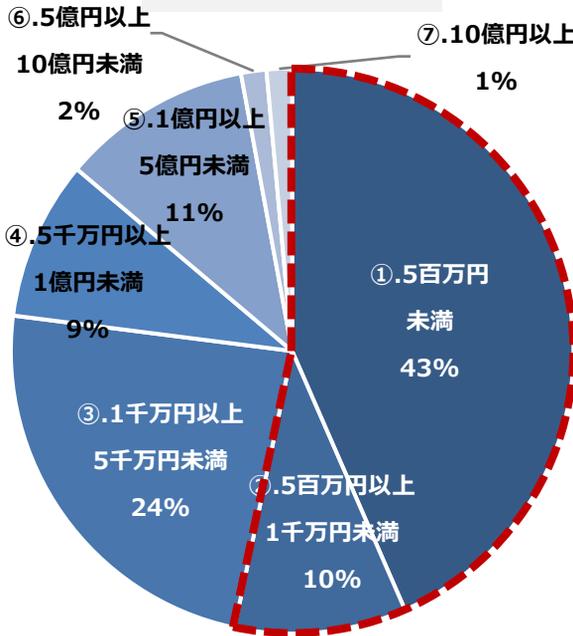
さらに経過年数区分別に分析を行った（図表10-1-B参照）。

「経過年数10年超（Oldタイプ）」と「経過年数10年以内（Newタイプ）」を比較すると、「Newタイプ」の方が「1千万円未満」の割合が多くなった。また、「Newタイプ」の「1千万円未満」の法人の割合は、59%（=46%+13%）と過半数を占めた。

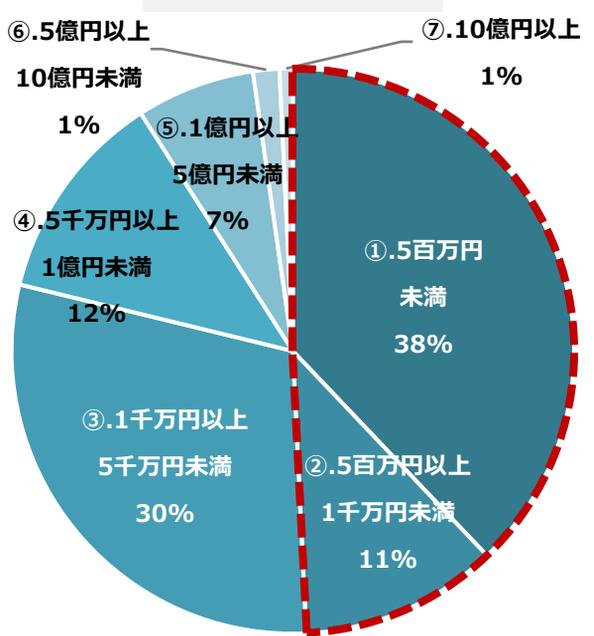
## 2. 調査結果 (3) 財政 Q10-1

図表10-1-A1：年間の経常支出額（税法区分別）

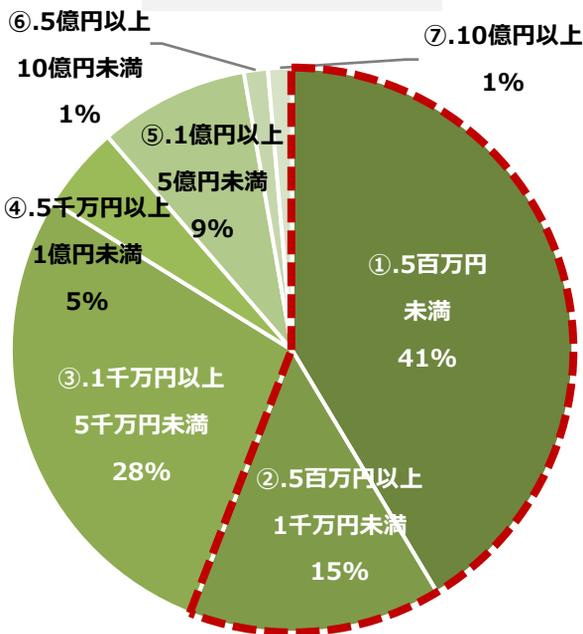
(n=274) 非営利性徹底型法人



(n=132) 共益的活動目的法人

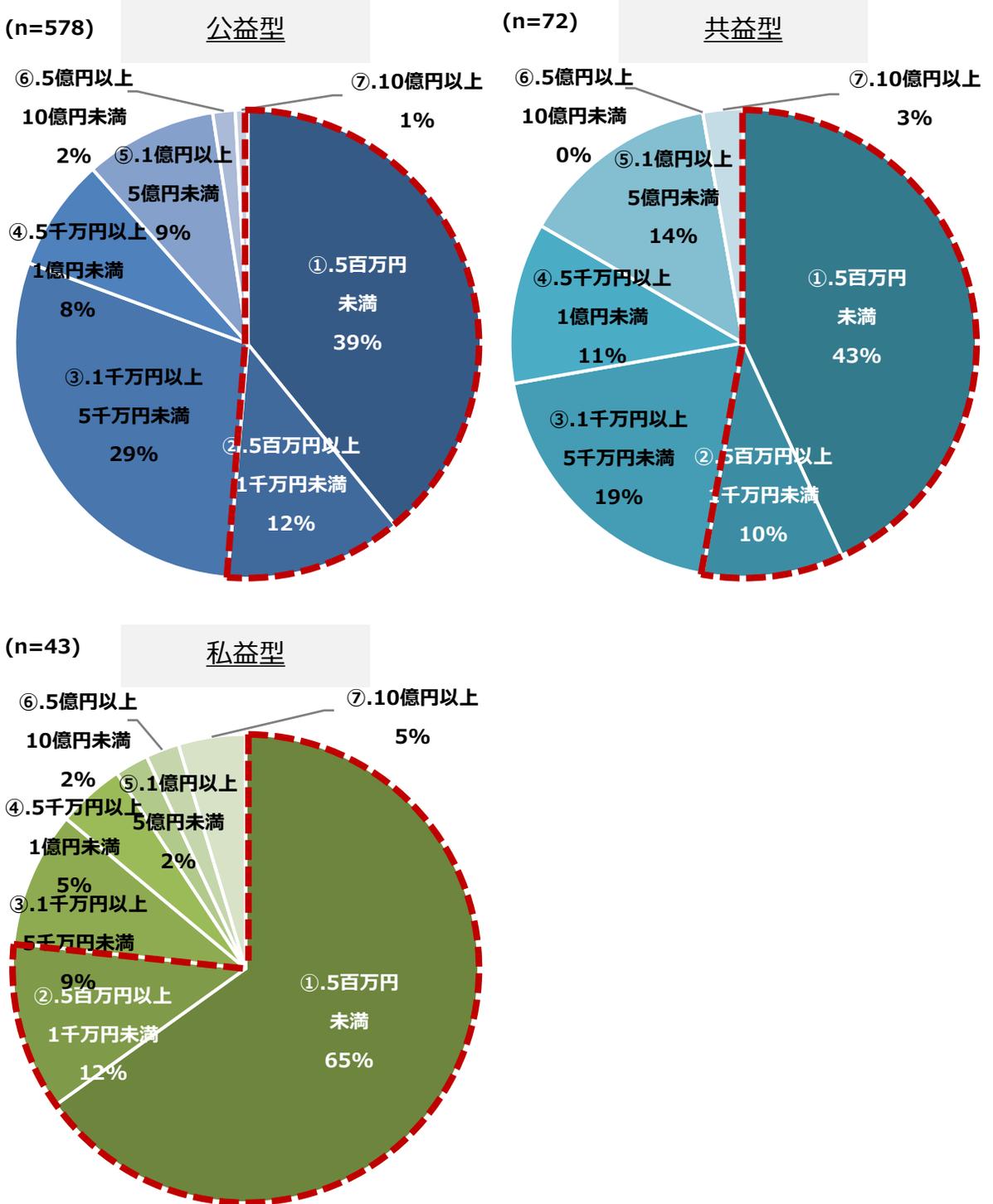


(n=290) 普通法人



2. 調査結果 (3) 財政 Q10-1

図表10-1-A2：年間の経常支出額（利益区分別）

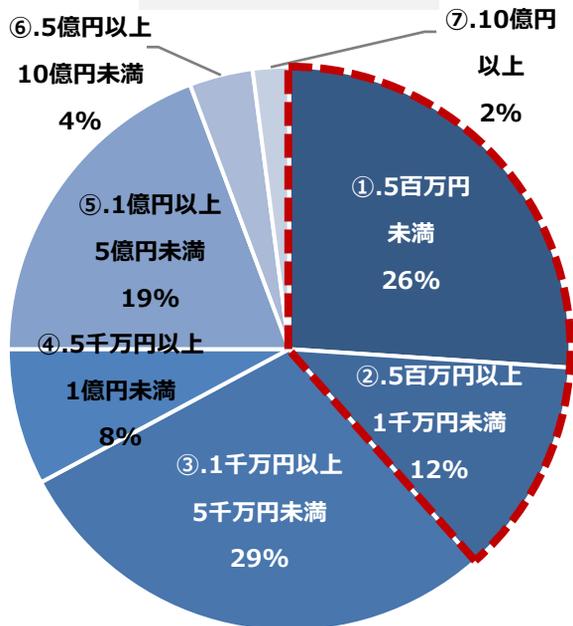


2. 調査結果（3）財政 Q10-1

図表10-1-B：年間の経常支出額（経過年数区分別）

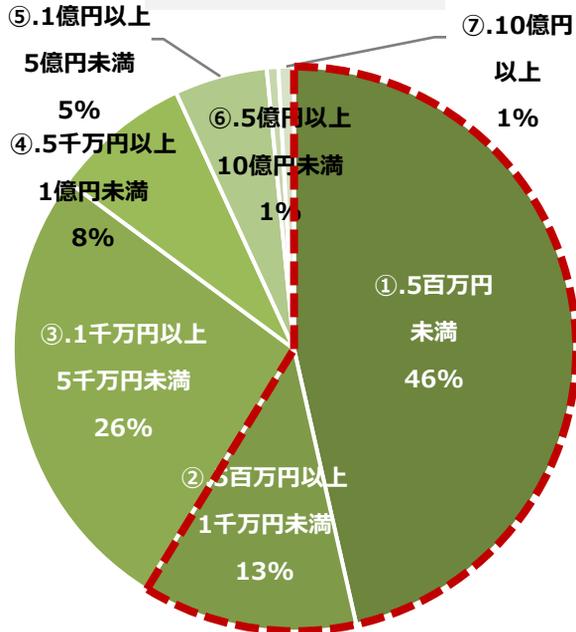
(n=192)

経過年数10年超



(n=450)

経過年数10年以内



## 2. 調査結果（3）財政 Q10-1

### □ 考察

Q10-1の質問の意図は、年間の経常支出額を問うものであった。

経常支出額「1千万円未満」の法人が53%と過半数を超える一方で、「1億円以上」の法人も計11%（=9%+1%+1%）みられる。本問は選択回答のため、正確な数値は把握できないが、標準偏差は大きいと考えられる。

年間の経常支出額について、特定非営利活動法人の調査と比較検討してみる。

直近の特定非営利活動法人の調査によれば<sup>17</sup>、認証法人においては、年間の経常支出額が「1千万円以下」の割合は63.5%、「1億円」を超える割合は5.0%となっている。一方、認定・特例認定法人においては、年間の経常支出額が「1千万円以下」の割合は32.1%、「1億円」を超える割合は17.5%となっている。

この結果を見ると、一般法人は、全体的に認証法人より支出規模が大きく、認定・特例認定法人よりは支出規模が小さいと言える。ただし、全体的にはまだまだ小規模な法人が多いと言える。

クロス集計結果からは、利益区分や経過年数区分の違いによって、年間の経常支出額の構成割合に差異が生じることが確認できた。

「私益型」と「Newタイプ」が、経常支出額「1千万円未満」の割合が高いことがわかった。「私益型」は、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていることや、「Newタイプ」は、業歴が浅いことなどが要因と考えられる。

17. 内閣府「令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」p25参照。

## 2. 調査結果（3）財政 Q10-2

### Q10-2 人件費の割合

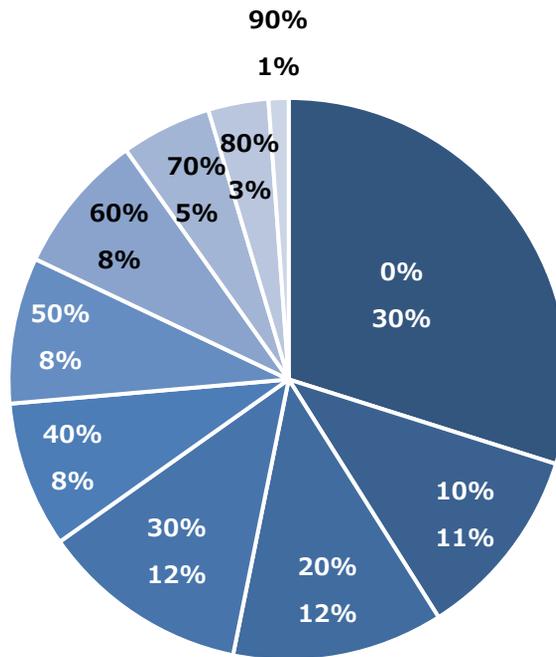
Q10-2は、経常的な支出額のうち人件費の割合を問うものである。人件費は、給与・法定福利費などの直接人件費とした。四捨五入により10%単位で回答を求めた（自由記入回答）。

#### □ 集計結果

人件費の割合は「0%（5%未満を含む）」の回答が、「30%」と最多となった（図表10-2参照）。「平均値」は「27.1%」、「中央値」は「20%」である。

図表10-2：人件費の割合

(n=690)



平均値	27.1
標準偏差	25.399
中央値	20

記入回答

## 2. 調査結果（3）財政 Q10-2

### □ クロス集計結果

人件費割合の状況について、税法区分別・利益区分別に分析を行った（図表10-2-A1、10-2-A2参照）。

- 税法区分別：税法区分3類型を比較検討した結果、人件費の構成割合に顕著な差異はみられなかった。
- 利益区分別：利益区分3類型を比較検討した結果、「私益型」は「公益型」や「共益型」に比べて、人件費「0%」の割合が最も多くなった。

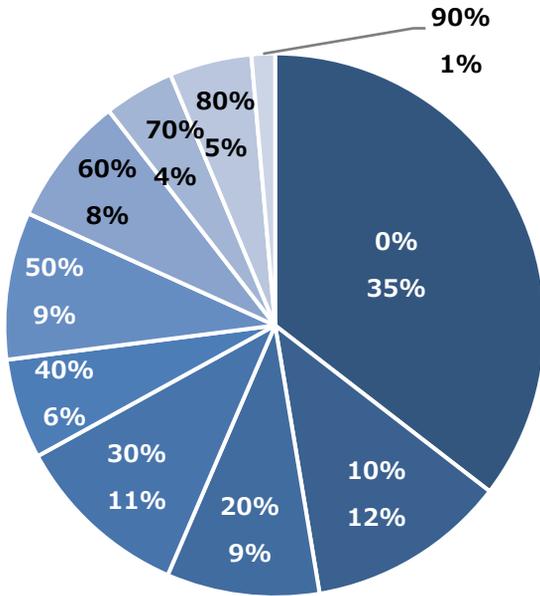
さらに経過年数区分別に分析を行った（図表10-2-B参照）。

「経過年数10年超（Oldタイプ）」と「経過年数10年以内（Newタイプ）」を比較すると、「Newタイプ」の方が、人件費「0%」の割合が多くなった。

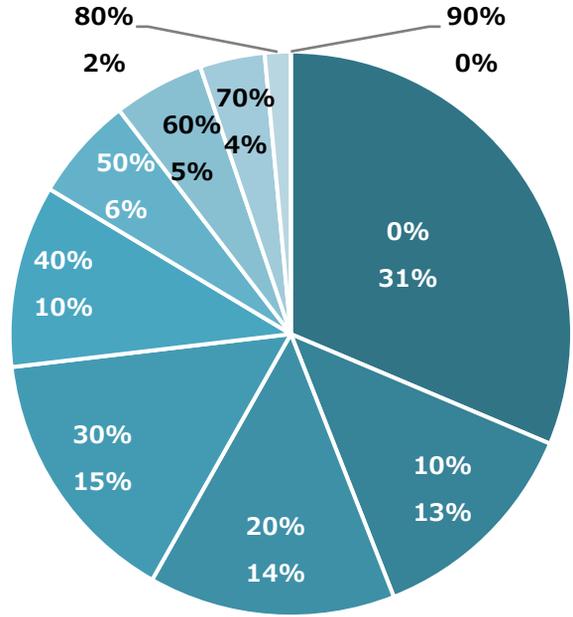
2. 調査結果 (3) 財政 Q10-2

図表10-2-A1：人件費の割合（税法区分別）

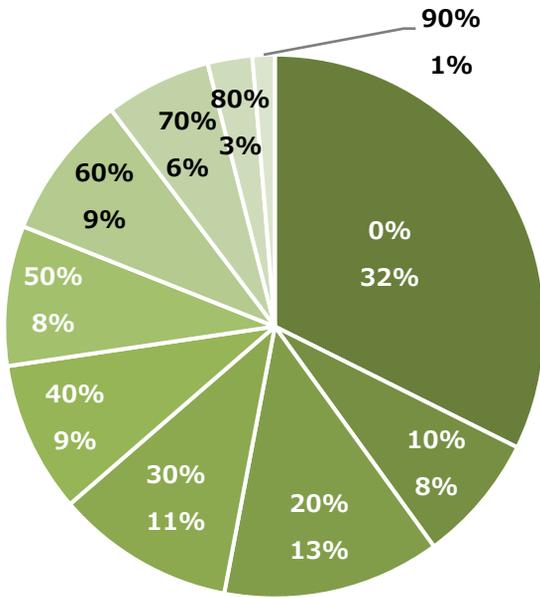
(n=285) 非営利性徹底型法人



(n=134) 共益的活動目的法人



(n=300) 普通法人

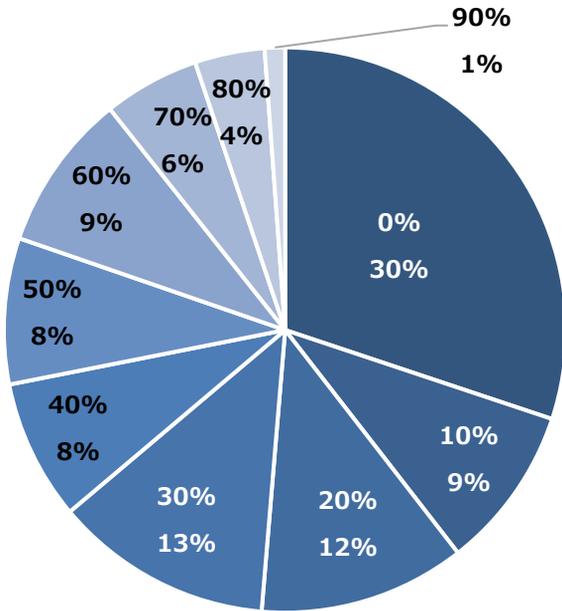


2. 調査結果 (3) 財政 Q10-2

図表10-2-A2：人件費の割合 (利益区分別)

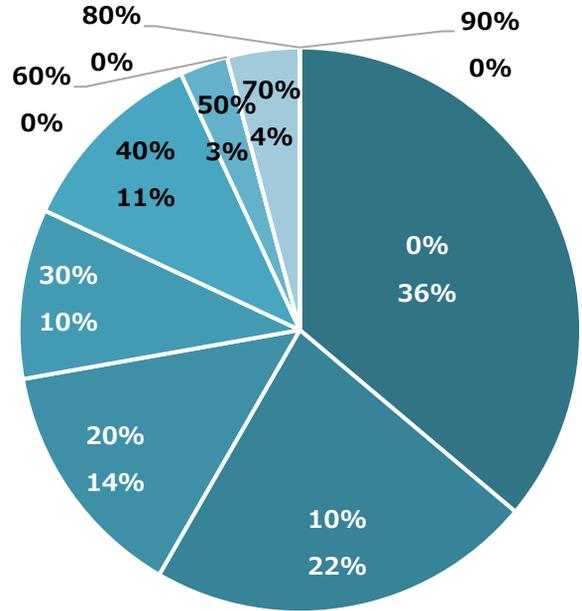
(n=598)

公益型



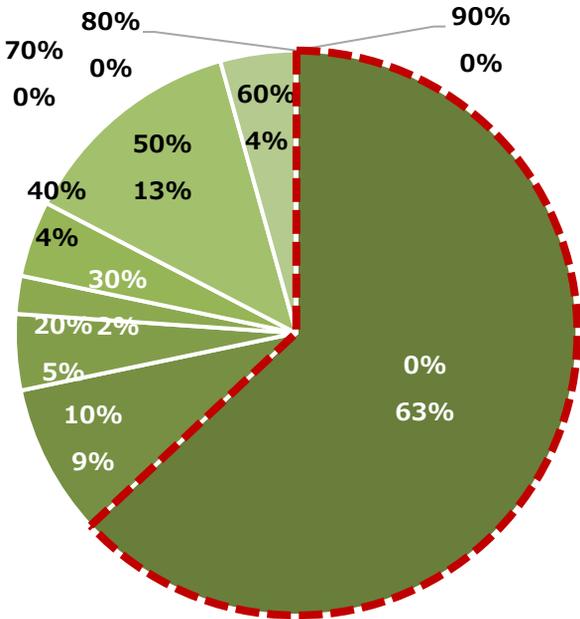
(n=72)

共益型



(n=46)

私益型

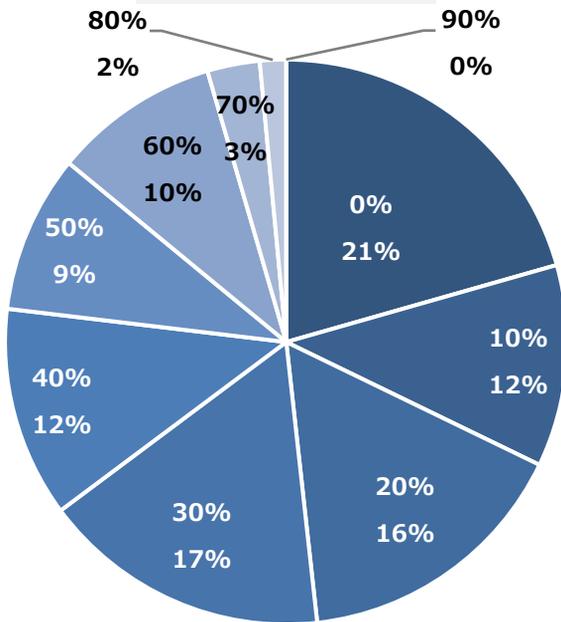


2. 調査結果（3）財政 Q10-2

図表10-2-B：人件費の割合（経過年数区分別）

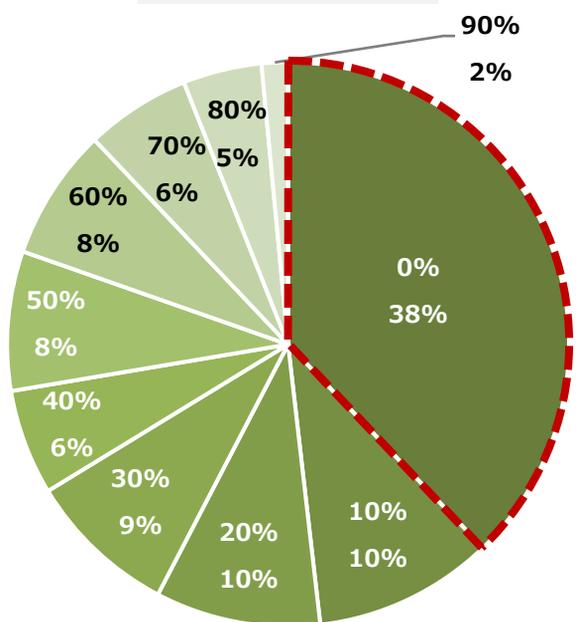
(n=199)

経過年数10年超



(n=463)

経過年数10年以内



## 2. 調査結果（3）財政 Q10-2

### □ 考察

Q10-2の質問の意図は、年間の経常支出額のうち、人件費の割合を問うものであった。

人件費「0%（5%未満含む）」の割合が、30%確認された。Q8では雇用者数「0人（雇用者はいない）」の回答が36%みられたことから、概ね想定通りの結果となった。

本調査では人件費の平均値は27%である。民間企業と比較して人件費率が高いかどうかは規模や業種によっても異なるため、一概には言えないが、人件費が安すぎることは、恒常的な人材不足を招いたり、職員による不祥事件の要因となりうることから、職員には業務の質量に応じた適切な賃金を支払い、持続可能な組織運営を目指すことが望まれる。

本調査結果では、広義のサービス業が84.5%を占めている（図表12-2参照）。民間企業におけるサービス業の売上高人件費率は、対人サービスが重要な価値となることから、他の業種（建設業、製造業、卸小売業など）に比べて高くなる傾向にある。

クロス集計結果からは、利益区分や経過年数区分の違いによって、人件費の構成割合に差異が生じることが確認できた。

「私益型」の法人は、「公益型」や「共益型」に比べて人件費「0%」の割合が多いことがわかった。活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていると考えられる。

またQ10-1での考察の通り、「Newタイプ」は、導入期から成長期にあたる法人が多いと考えられることから、まだ事業規模が小さく、職員がいない＝人件費「0%」の割合が多いことにつながっていると考えられる。

## 2. 調査結果（3）財政 Q11-1

### Q11-1 年間の経常収入額

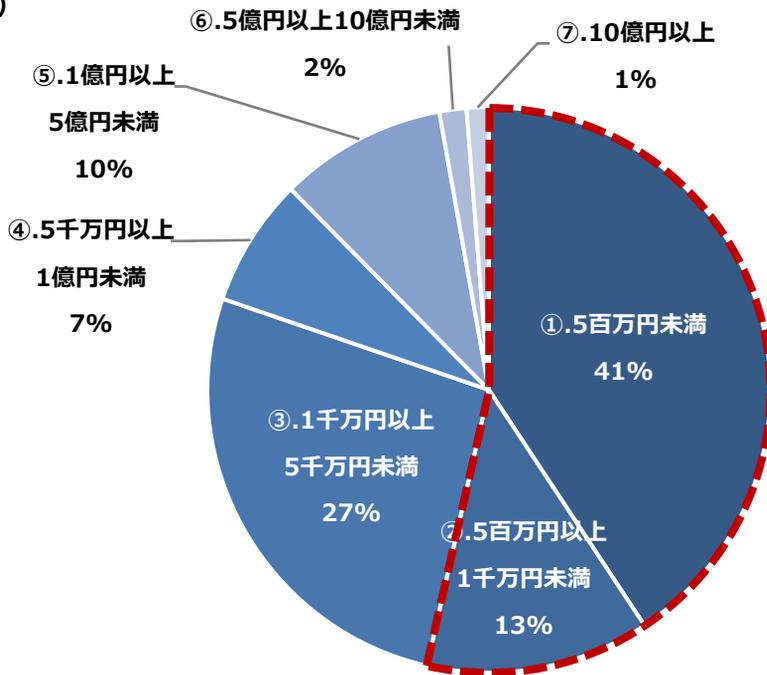
Q11-1は、年間の経常的な収入額を問うものである。7つの選択肢の中から回答を求めた（単一選択回答）。

#### □ 集計結果

年間の経常支出額は「①.5百万円未満」の回答が、41%と最多となった（図表11-1参照）。「②.5百万円以上1千万円未満」の回答まで含めると、収入額1千万円未満の回答は、54%と過半数を超える。1%ではあるが、「⑦.10億円以上」の法人もみられた。

図表11-1：年間の経常収入額

(n=708)



単一回答

### □ クロス集計結果

年間の経常収入額の状況について、税法区分別・利益区分別に分析を行った（図表11-1-A1、11-1-A2参照）。

- 税法区分別：税法区分3類型を比較検討した結果、年間の経常収入額の構成割合に顕著な差異はみられなかった。
- 利益区分別：利益区分3類型を比較検討した結果、「私益型」は「公益型」及び「共益型」に比べて、「1千万円未満」の割合が77%（=65%+12%）と最も多くなった。

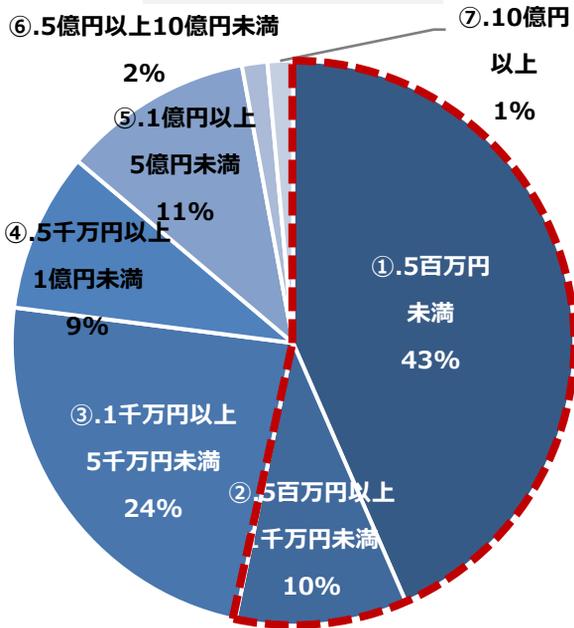
さらに経過年数区分別に分析を行った（図表11-1-B参照）。

「経過年数10年超（Oldタイプ）」と「経過年数10年以内（Newタイプ）」を比較すると、「Newタイプ」の方が「1千万円未満」の割合が多くなった（「1千万円未満」の法人の割合は、58%（=45%+13%）と過半数を占めた）。

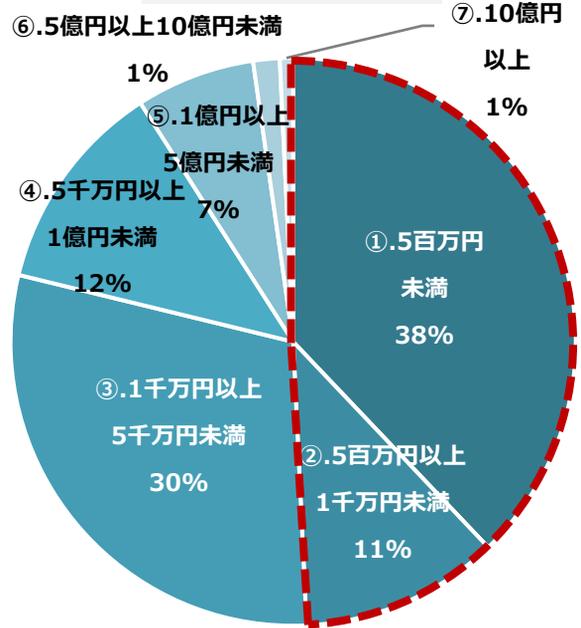
2. 調査結果 (3) 財政 Q11-1

図表11-1-A1：年間の経常収入額（税法区分別）

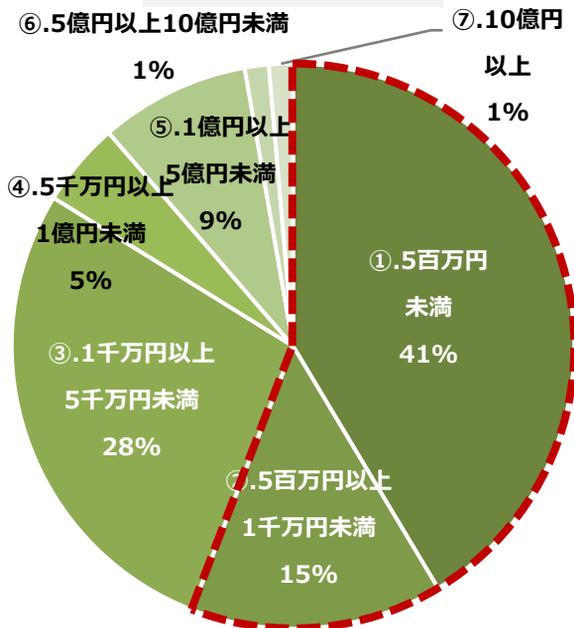
(n=277) 非営利性徹底型法人



(n=134) 共益的活動目的法人

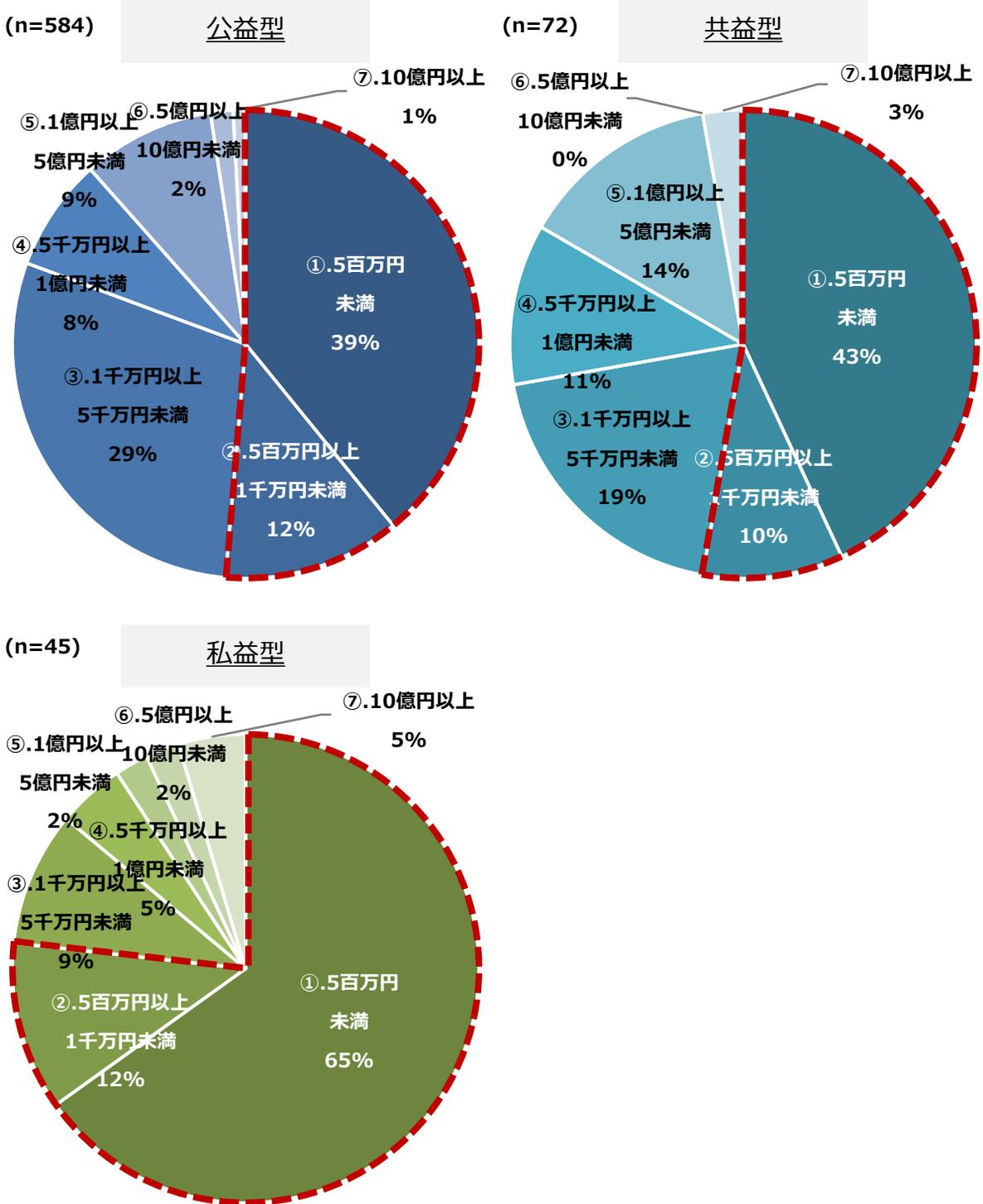


(n=292) 普通法人



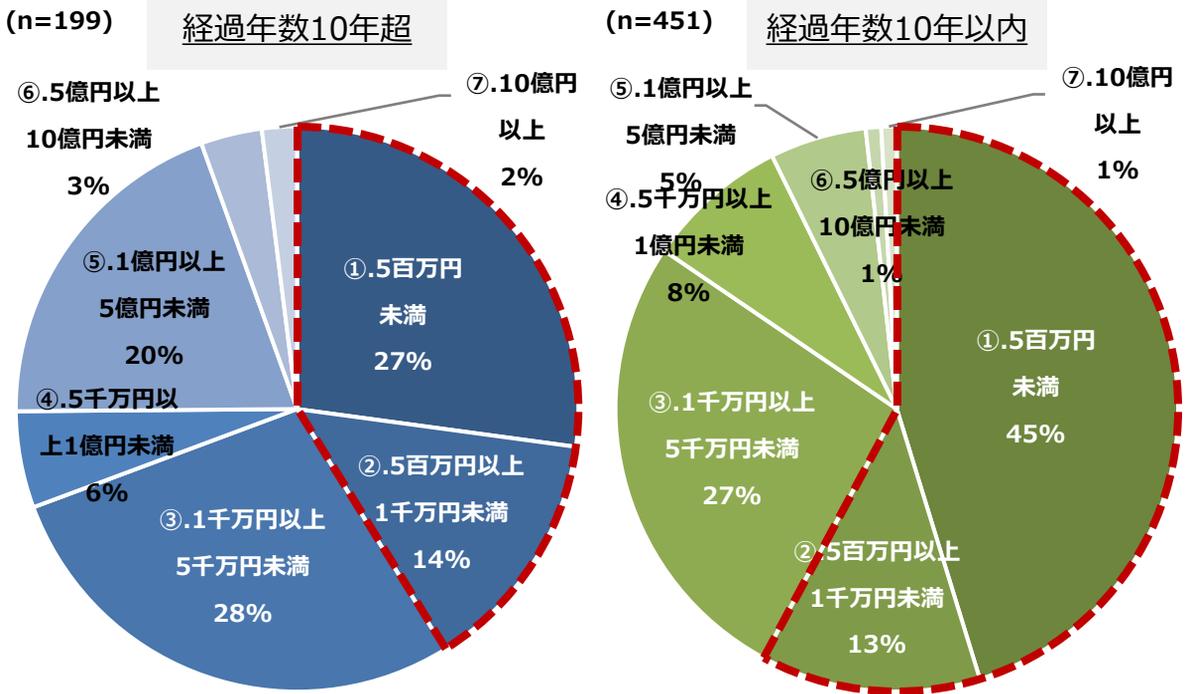
2. 調査結果 (3) 財政 Q11-1

図表11-1-A2：年間の経常収入額（利益区分別）



2. 調査結果（3）財政 Q11-1

図表11-1-B：年間の経常収入額（経過年数区分別）



## 2. 調査結果（3）財政 Q11-1

### □ 考察

Q11-1の質問の意図は、年間の経常収入額を問うものであった。Q10-1経常支出額とほぼ同様の傾向となった。

経常収入額「1千万円未満」の法人が54%と過半数を超える一方で、「1億円以上」の法人も計13%（=10%+2%+1%）みられる。本問は選択回答のため、正確な数値は把握できないが、標準偏差は大きいと考えられる。

年間の経常支出額について、特定非営利活動法人の調査と比較検討してみる。

直近の特定非営利活動法人の調査によれば<sup>18</sup>、認証法人においては、年間の経常支出額が「1千万円以下」の割合は63.7%、「1億円」を超える割合は5.4%となっている。一方、認定・特例認定法人においては、年間の経常支出額が「1千万円以下」の割合は32.0%、「1億円」を超える割合は17.8%となっている。

この結果を見ると、一般法人は、全体的に認証法人より収入規模が大きく、認定・特例認定法人よりは収入規模が小さいと言える。ただし、全体的にはまだまだ小規模な法人が多いと言える。

クロス集計結果からは、利益区分や経過年数区分の違いによって、年間の経常収入額の構成割合に差異が生じることが確認できた。

「私益型」と「Newタイプ」が、経常支出額「1千万円未満」の割合が高いことがわかった。「私益型」は、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていることや、「Newタイプ」は、業歴が浅いことなどが要因と考えられる。

18. 内閣府「令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」p25参照。

## 2. 調査結果（3）財政 Q11-2

### Q11-2 貰った収入の割合

Q11-2は、経常的な年間収入額（前事業年度）のうち貰った収入の割合を問うものである。貰った収入とは、寄附金、贈与、助成金、補助金、会費など、自主事業や委託事業による自ら稼いだ収入以外の収入を含み、財産運用による利息配当などの収入は除く。四捨五入により10%単位で回答を求めた（自由記入回答）。

#### □ 集計結果

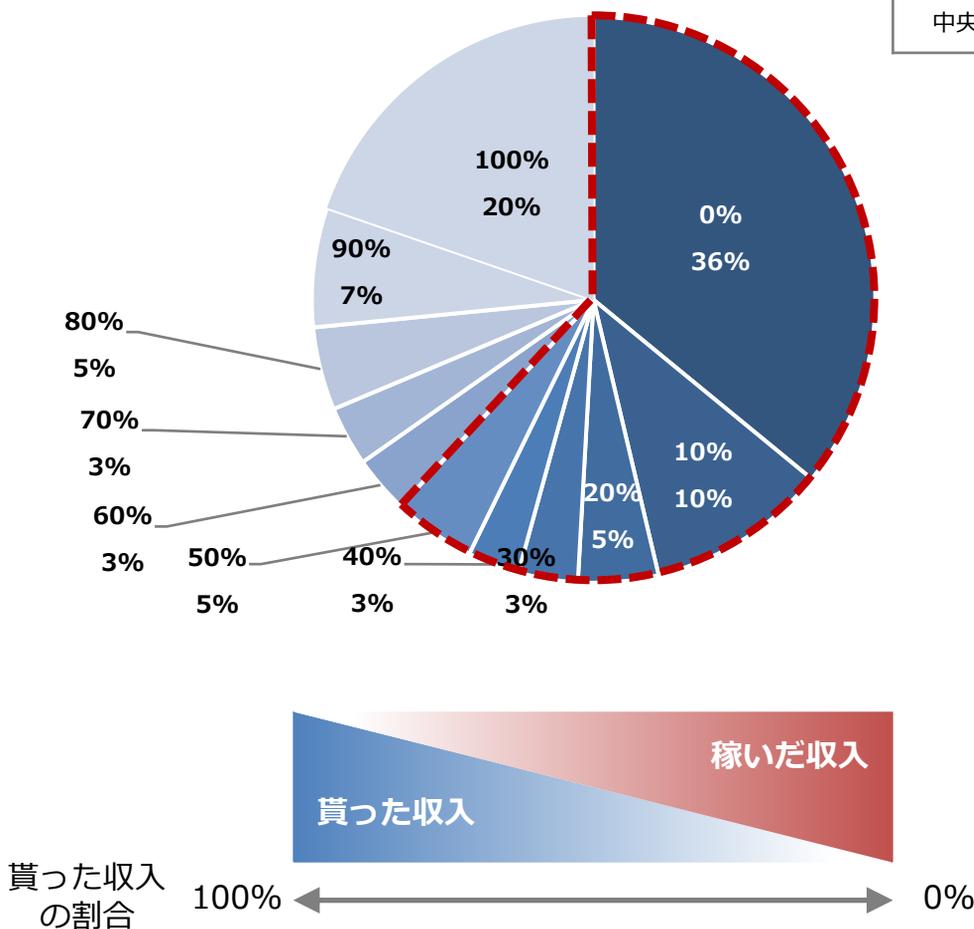
貰った収入割合「0%（5%未満含む）」の回答が、「36%」と最多となった（図表11-2参照）。逆に貰った収入割合「100%（95%以上含む）」の回答も、「20%」みられた。平均値は「40.6%」、中央値は「20%」である。

貰った収入割合「0%」は、稼いだ収入割合「100%」であることを意味しており、逆に、貰った収入割合「100%」は、稼いだ収入割合「0%」であることを意味している。

図表11-2：貰った収入の割合

(n=674)

平均値	40.6
標準偏差	41.200
中央値	20



### □ クロス集計結果

貰った収入割合の状況について、税法区分別・利益区分別に分析を行った（図表11-2-A1、11-2-A2参照）。

- 税法区分別：税法区分3類型を比較検討した結果、「普通法人」は「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」に比べて、貰った収入「0%」の割合が最も多くなった。Q8でも既述の通り、「共益的活動目的法人」は、貰った収入「100%」の割合が最も多くなった（図表8-1a-A1参照）。
- 利益区分別：利益区分3類型を比較検討した結果、「私益型」は「公益型」や「私益型」に比べて、貰った収入「0%」の割合が最も多くなった。Q8でも既述の通り、「共益型」の法人は、貰った収入「100%」の割合が最も多くなった（図表8-1a-A2参照）。

さらに経過年数区分別に分析を行った（図表11-2-B参照）。

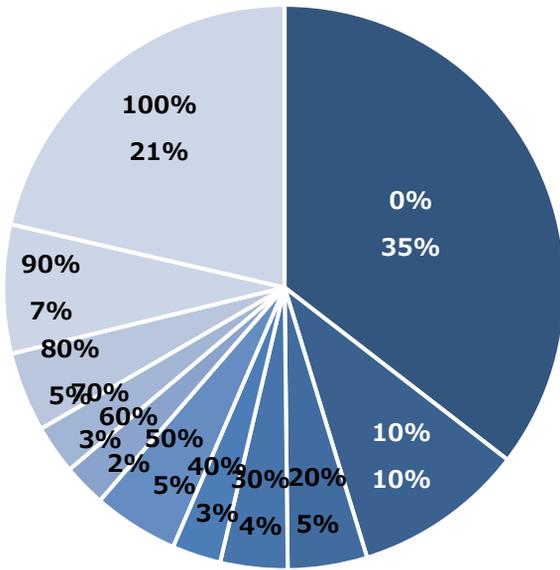
「経過年数10年超（Oldタイプ）」と「経過年数10年以内（Newタイプ）」を比較すると、「Newタイプ」の方が、貰った収入「0%」の割合が多くなった。ただし、貰った収入の割合「50%」以下の割合は、ほぼ同等であった。

2. 調査結果 (3) 財政 Q11-2

図表11-2-A1：貰った収入の割合（税法区分別）

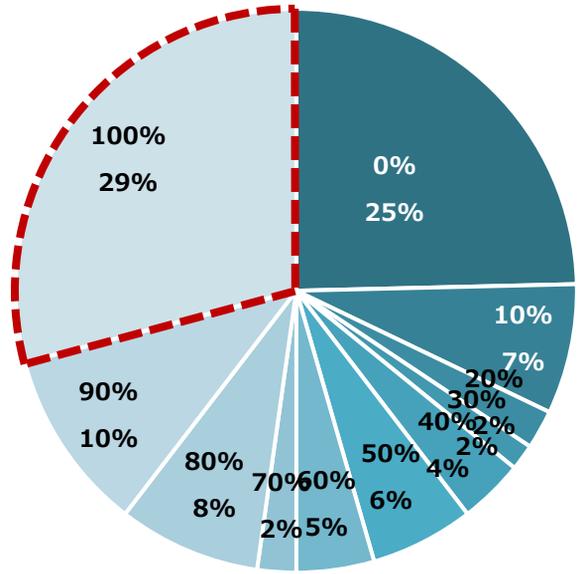
n=285

非営利性徹底型法人



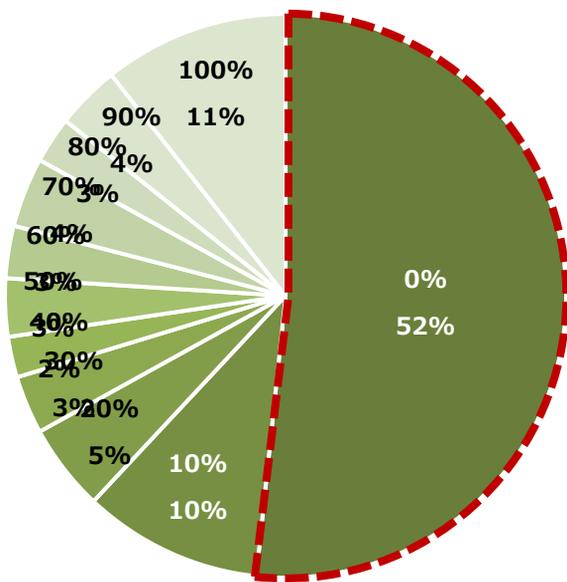
n=134

共益的活動目的法人



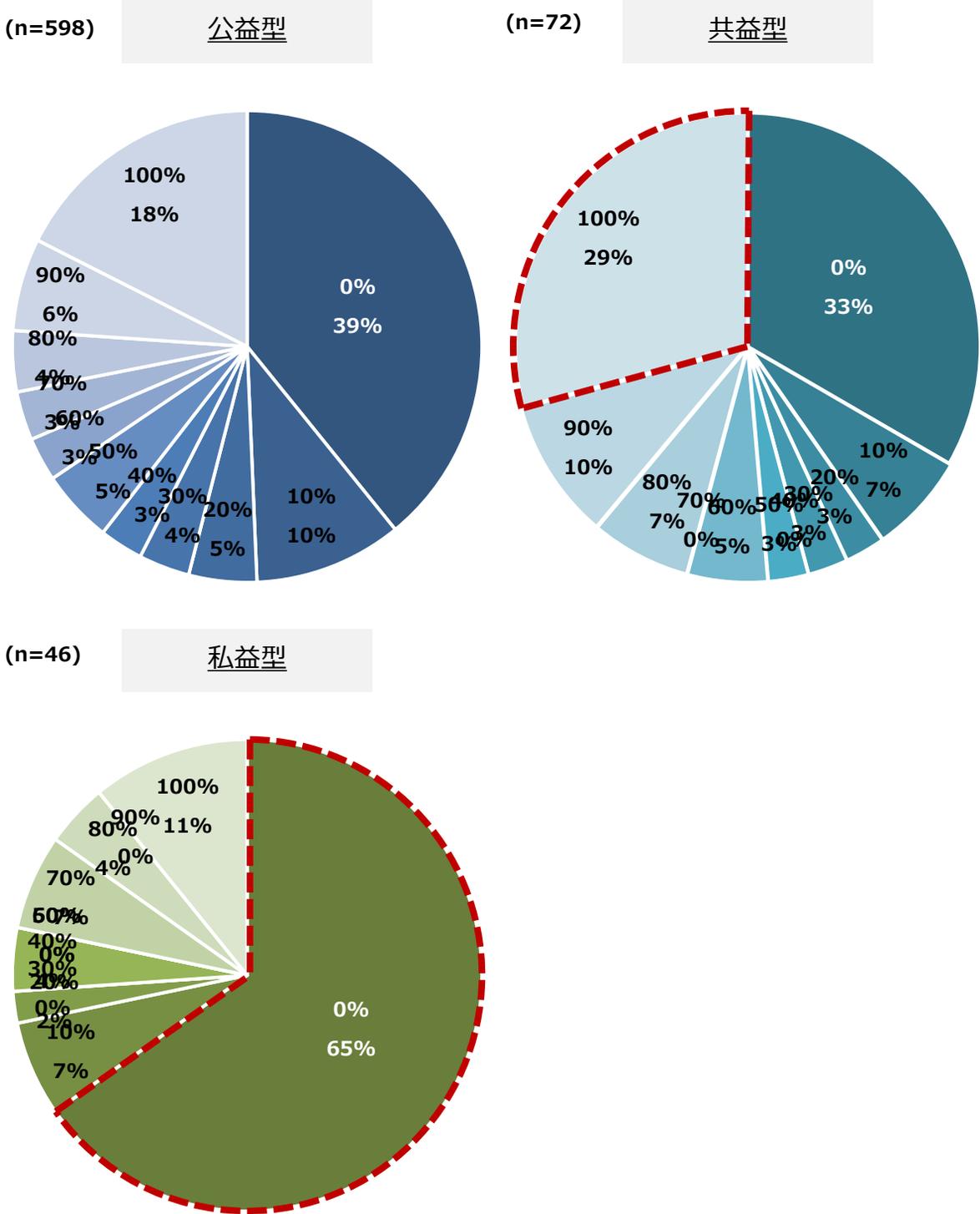
n=300

普通法人



2. 調査結果 (3) 財政 Q11-2

図表11-2-A2：貰った収入の割合 (利益区分別)

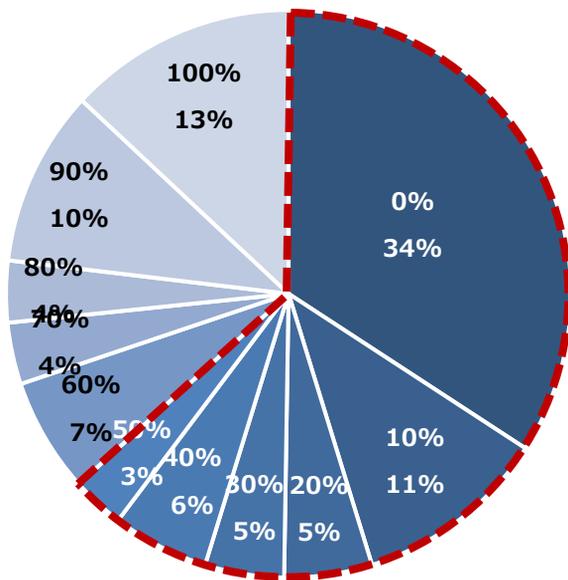


2. 調査結果（3）財政 Q11-2

図表11-2-B：貰った収入の割合（経過年数区分別）

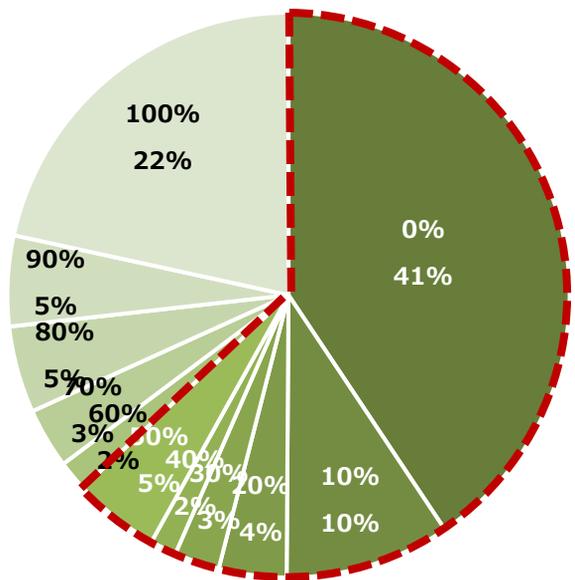
(n=199)

経過年数10年超



(n=463)

経過年数10年以内



## 2. 調査結果（3）財政 Q11-2

### □ 考察

Q11-2の質問の意図は、年間の経常収入額のうち、貰った収入の割合を問うものであった。

貰った収入「0%」が36%と最頻値となった上に、貰った収入「50%」以下（すなわち稼いだ収入「50%」以上）の割合は62%（=36%+10%+5%+3%+3%+5%）に達しており、一般法人においては、稼いだ収入が財源として重要な役割を占めていると言える。

貰った収入の割合について、特定非営利活動法人や公益法人の調査と比較検討してみる。

直近の特定非営利活動法人の調査によれば<sup>19</sup>、貰った収入の割合は、認証法人においては計15.5%（=2.2%+2.4%+10.9%）、認定・特例認定法人においては計61.2%（=2.9%+32.2%+26.1%）に達している。

この結果を見ると、貰った収入の割合については、一般法人は、認証法人より大きく、認定・特例認定法人より小さいと言える。

次に、直近の公益法人の調査によれば<sup>20</sup>、「主な収益」として「会費収入」を挙げる回答が過半数を超えて最多となっており、以下「公益目的事業からの収益」「行政機関からの補助金」「委託費・指定管理料」などと続く。

公益法人との比較においては、数値による単純比較は困難だったものの、公益法人は貰った収入の割合が優位にあるように思われ、一般法人は、公益法人よりも稼いだ収入に依存していると考えられる。

19. 内閣府『令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査』（令和3年8月）p26参照。同調査においては、収益の内訳として「会費」「寄附金」「補助金・助成金」「事業収益」「その他収益」の5つに分類されており、「会費」「寄附金」「補助金・助成金」の合計を貰った収入とみなした。

20. 公益法人協会『公益法人・一般法人の運営および寄附等に関するアンケート結果』（2021年8月実施分）p12・13・311・312参照。同調査においては、「2019年度の収益のうち主なものを選択してください（複数回答可）」という質問に対して、下記の通り、11の選択肢の中から複数選択で回答を求めたものであった。選択肢の後の数字は、回答法人数に占める割合。貰った収入は、①②③⑥⑦⑧、稼いだ収入は、④⑤⑩とみなすことができる。

①会費収入 **55.8%**

③親会社等による資金拠出 5.1%

⑤収益事業の実施による収益 23.4%

⑦行政機関からの補助金 **38.1%**

⑨金融機関からの借り入れ 1.0%

⑩その他 4.1%

②個人による寄附金 14.7%

④公益目的事業からの収益 **44.1%**

⑥民間機関からの助成金 9.1%

⑧委託費・指定管理料 **24.8%**

⑩資金運用益 20.5%

## 2. 調査結果（3）財政 Q11-2

クロス集計結果からは、税法区分や利益区分の違いによって、貰った収入の構成割合に差異が生じることが確認できた。

「普通法人」は、「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」に比べて貰った収入「0%」の割合が多くなっており、稼いだ収入への依存度が大きいことがわかった。「共益的活動目的法人」は、貰った収入「100%」の割合が最も多いのは、寄附金や会費等の収入に依存している法人が多いことなどが考えられる。

「私益型」の法人は、「公益型」や「共益型」に比べて貰った収入「0%」の割合が多くなっており、稼いだ収入への依存度が大きいことがわかった。「共益型」は、貰った収入「100%」の割合が最も多いのは、寄附金や会費等の収入に依存している法人が多いことなどが考えられる。

## 2. 調査結果（3）財政 Q11-3

### Q11-3 寄附金の割合

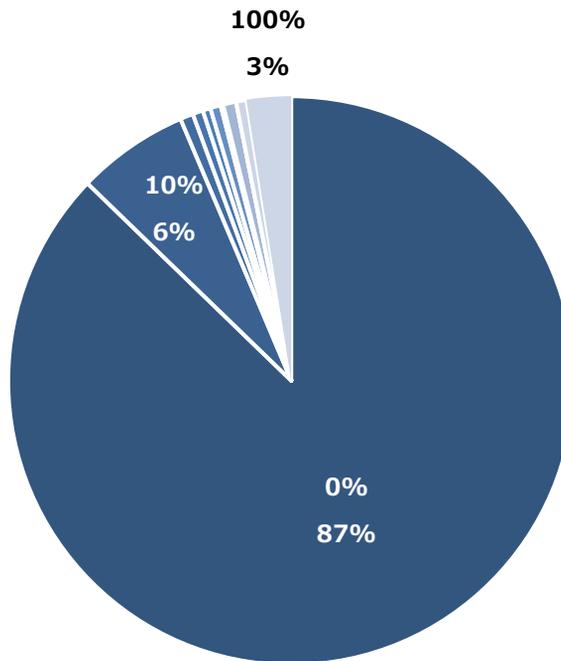
Q11-3は、経常的な年間収入額（前事業年度）のうち寄附金収入の割合を問うものである。寄附金は、個人・法人の別、または定期・臨時の別を問わないものとした。四捨五入により10%単位で回答を求めた（自由記入回答）。

#### □ 集計結果

寄附金収入割合「0%（5%未満含む）」の回答が、87%と最多となった（図表11-3参照）。寄附金収入割合「100%（95%以上含む）」の回答も、3%みられた。

図表11-3：寄附金の割合

(n=672)



平均値	5.12
標準偏差	18.817
中央値	0

記入回答

## 2. 調査結果（3）財政 Q11-3

### □ クロス集計結果

寄附金収入の割合の状況について、税法区分別・利益区分別に分析を行った（図表11-3-A1、11-3-A2参照）。

- 税法区分別：税法区分3類型を比較検討した結果、顕著な差異は見られなかった。
- 利益区分別：利益区分3類型を比較検討した結果、顕著な差異は見られなかった。

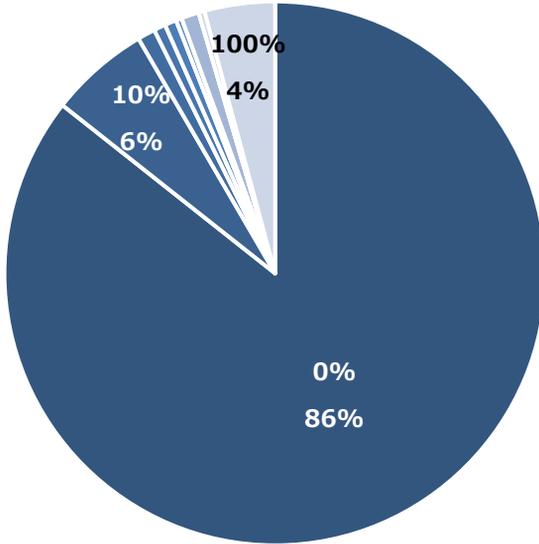
さらに経過年数区分別に分析を行った（図表11-3-B参照）。

「経過年数10年超（Oldタイプ）」と「経過年数10年以内（Newタイプ）」を比較したが、ほぼ同等の構成割合となり、顕著な差異はみられなかった。

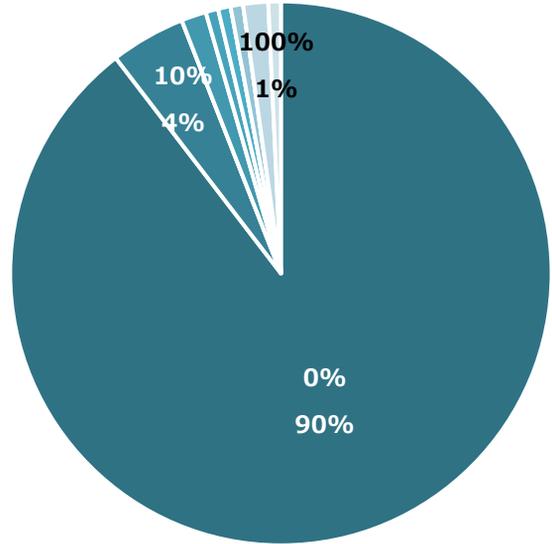
## 2. 調査結果 (3) 財政 Q11-3

図表11-3-A1：寄附金の割合（税法区分別）

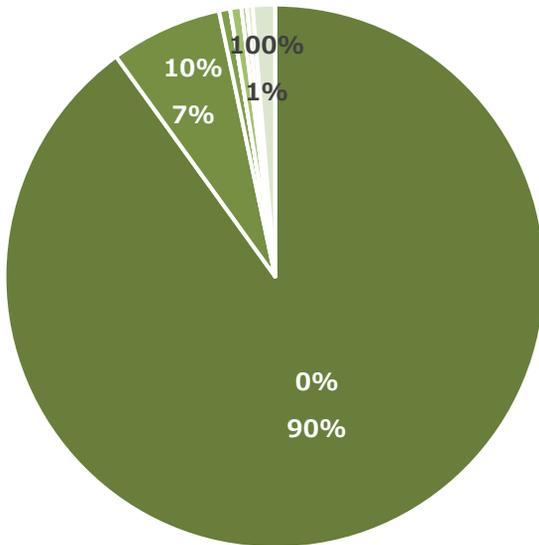
(n=285) 非営利性徹底型法人



(n=134) 共益的活動目的法人



(n=300) 普通法人

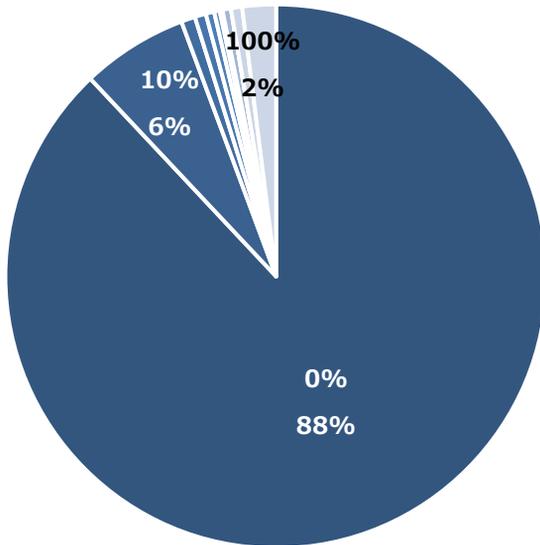


## 2. 調査結果（3）財政 Q11-3

図表11-3-A2：寄附金の割合（利益区分別）

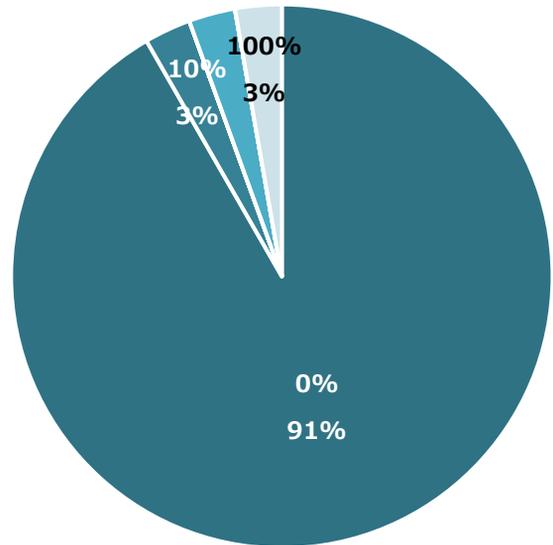
(n=598)

公益型



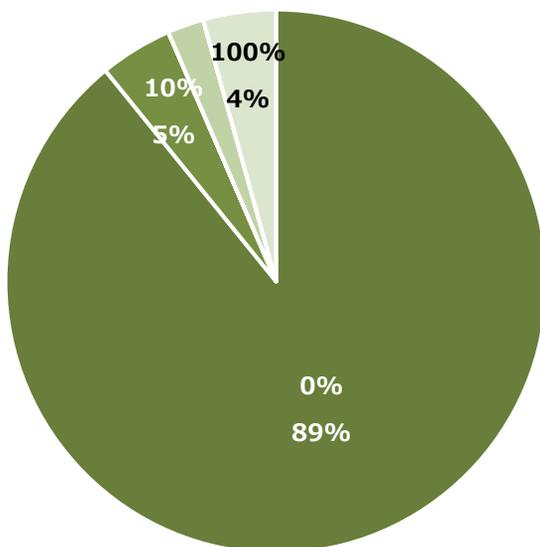
(n=72)

共益型



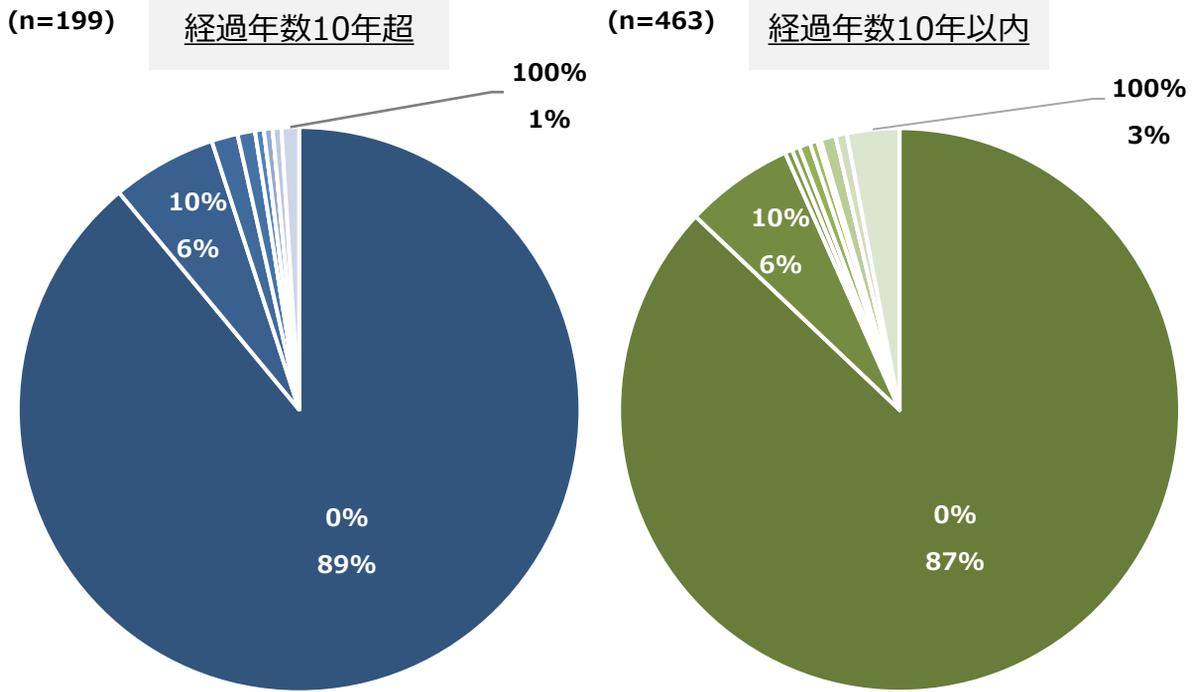
(n=46)

私益型



## 2. 調査結果（3）財政 Q11-3

図表11-3-B：寄附金の割合（経過年数区分別）



## 2. 調査結果（3）財政 Q11-3

### □ 考察

Q11-3の質問の意図は、年間の経常収入額のうち、寄附金収入の割合を問うものであった。

寄附金収入がない法人は90%近くに達している。貰った収入と寄附金の関係を見ると、一般法人では、寄附金以外の助成金・補助金・会費などが大きな役割を占めていると言える。

この点、特定非営利活動法人や公益法人と比較してみる。

直近の特定非営利活動法人の調査によれば<sup>21</sup>、認証法人においては2.4%、認定・特例認定法人においては32.2%となっている。

この結果を見ると、回答した一般法人は、寄附金収入の割合について、認証法人に比べると、若干割合が多い程度でさほど変わりはないが、認定・特例認定法人に比べると、小さいと言える。一般法人も、認証法人同様、寄附金収入の向上に向けた取組みが大きな課題であると言える。

次に、直近の公益法人の調査によれば<sup>22</sup>、総収入に対する寄附金の割合が「0%」の回答は51.3%、「10%」未満の回答が29.8%となっている。公益法人の寄附金収入の割合は、「0%」を含む「10%」未満の割合は計81.1%であり、一般法人よりも若干多めとなっている。一般法人は、公益法人よりも稼いだ収入に依存していると考えられる。

クロス集計結果からは、税法区分や利益区分の違いによって、寄附金収入の構成割合に顕著な差異がみられなかった。この点、貰った収入の割合とは異なる傾向がみられた。

税法区分や利益区分によって寄附金収入の割合の構成割合に顕著な差異が生じないのは、寄附金収入がない法人が90%占めていることが大きく影響していると考えられる。

21. 内閣府『令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査』（令和3年8月）p26参照。

22. 公益法人協会『公益法人・一般法人の運営および寄附等に関するアンケート結果』（2021年8月実施分）p50・51・313参照。